

令和6年度第3回 古賀市まちづくり基本条例検証委員会会議録

【日 時】 令和6年10月16日（水）19時～20時30分

【場 所】 古賀市役所 第1庁舎4階 第1委員会室

【出席者】 委員 水田洋司委員、田北雅裕委員、照屋博行委員、柴田邦江委員
古賀市 牟田口課長、村上参事補佐

【傍聴者】 なし

【配付資料】

資料1 令和6年度古賀市まちづくり基本条例の検証のための市民参加ワークショップ報告書

資料2 令和6年度古賀市まちづくり基本条例に関するアンケート調査結果

資料3 まちづくり基本条例の基本的事項の取り組み状況推移

資料4 まちづくり基本条例検証方針（案）

【会議内容（概要）】

1. 開会あいさつ

2. 委員長あいさつ

3. 協議事項

①まちづくり基本条例に関する「市民向けワークショップ」「アンケート」結果について

（事務局）資料1、資料2に基づき、令和6年度に実施した「ワークショップ」「アンケート」の実施状況について報告。詳細は別添資料のとおり。

（水田委員）ただいまの事務局からの説明につきまして、まず資料1についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。

（水田委員）ワークショップは市職員の方は20名のうち何名とおっしゃったのでしょうか。

（事務局）20名の中の4名が職員で内訳は、男性が3人、女性が1人です。

（水田委員）3回のワークショップがあったわけですけど、グループは毎回シャッフルですか。

（事務局）はい、毎回グループのメンバーというものは完全に入れ替えた形で行っております。

（水田委員）6ページの一般の中の真ん中ぐらい、赤付箋の真ん中ぐらいに、「地域役員の」の後はどういう意味でしょうか。

（事務局）申し訳ございません。誤字になりまして、地域役員の「主導」の運営になります。

（水田委員）もう一つ8ページの3番できていること、「のるーと」とは何でしょうか。

(事務局)「のるーと」は、古賀市が運営する AI オンデマンドバスになりまして、例えばスマートフォンから必要なときに必要な場所にバスを呼ぶことができる仕組みになります。

(水田委員) 分からなかった点は以上になります。皆様ご意見をお願いいたします。

(照屋委員) いろんな意見が出てきましたが、こういった意見が出たこと、これを受け止めてこの委員会としてこういった方向性に向かっていけばいいのでしょうか。

(事務局) 資料 1 資料 2 これからご説明差し上げる資料 3 にも通して言えることですが、それぞれの内容から条例の検証を深めるということではなく全体を通して、例えば情報の伝達、情報の渡し方・伝え方の工夫であったり、それから市民の主体的な参加を促すにはどのようにしたらいいのか、というところを酌み取っていただいて、最終的に条例の文言修正が必要か、必要ないか、あるいは提言が必要であるというところに判断をつなげていただきたいと思いますところがございます。

(水田委員) この資料 1 から大体読み取れることは自治基本条例の周知のなさですね。自由記述とかでは何の役に立つのか、ということまで出てきますので、否定されているような気になり、私は読んでいて落ち込んでしまいました。いかに周知をするのかということは、ものすごく大事なことで、私たちは周知されていないものについて、一生懸命検証しようとしている状況です。条例を作って 1 年目か 2 年目ぐらいだったら分かりますが、7 年たってこういう状況です。資料 2 に移るともっとそれが激しく肯定的な意見はなかった気がします。

(水田委員) ほかに御意見ありませんか。感想でもいいですし、今からまとめる段階に入っていきますので。

(田北委員) 先ほどワークショップへ市の職員が 4 名参加されたということでしたが、市の職員でもまちづくり基本条例を知らなかったということでしょうか。

(事務局) そのとおりでございます。

(田北委員) まちづくり基本条例の目的は、まちづくり基本条例の理解ではなく、そこで掲げた情報共有・市民参画・共働が進められることであるので、それを進める主体、同時にまちづくり基本条例を理解してもらうように啓発普及していく主体である行政職員がまず知らないと、次のステップの市民が知ることにはならないと思います。だから今回のワークショップでとても大事なポイントとしてやっぱり市の職員が知らなかったってことは非常に大きいところだと思います。

それと、次の資料に通じることかもしれないですけども、この 4 年間でまちづくり基本条例を知っていただくために行ったことや情報共有・市民参画・共働を進めるために市として取り組んだこと、情報共有・市民参画・共働に当てはまる取組ではなく、推進していくために行った取組については、ご提供いただきましたか。

(事務局) 4年間でまちづくり基本条例に関連してどう市の取組や施策が変わってきたかというものは資料3のほうで令和2年から令和6年までの推移を説明する予定です。

(田北委員) こういう共働事業をしたということではなく、それを推進するために例えば共働、市民参画、情報共有が大切であるという研修をしたとか。やったことではなく大切さを理解することが大事じゃないですか。大切さを理解しなくてもやれって言われたらやるので、数は増える。でも、そうではなくて大切さを自覚して、その延長にまちづくり基本条例を理解することがある。まちづくり基本条例を理解するってどういうことかということ、情報共有・市民参画・共働が大切であるということ自覚してそれを推進しなくちゃいけないと思うことなので、何かそういう取組自体をやったかどうか、ということです。

(事務局) まずこのまちづくり基本条例を新人職員の研修メニューの中に組み込むということを行ってきました。新人がいろいろな職務に当たっていく前に、4月の段階で、この古賀市にはまちづくり基本条例というものがあって、市民と手を取り合って進めていこうとしているということ、伝えるという取組をこの4年間の中でやってきたところでございます。

(田北委員) 一つの検証の視点として、やったのはやったのかもしれないけれども、どのようかというところはとても大事じゃないですか。結局やっても、それが伝わっていなかったり、成果が出ていないということであれば、そこを工夫して進めなくてはいけないことにはなると思います。なので、その工夫が必要だということはさらに次の資料で認識されるのではないかと思います。

(水田委員) 市民参画に関してはこの条例が出来てすぐ市内を何か所か、小学校8校区だったかもしれませんが委員もそこに参加して、市の職員の方と一緒に説明会をやりました。こういう周知徹底をやりましょう、ということでもまず第一歩。その後リーパスプラザでも、もう一度やった記憶があります。その時は高校生にも参加を募った説明会で、竟成館高校の生徒さんが来てくれました。それ以後はそういうことを、初回の検証の時でもやってないと思います。だから今回アンケートをとったり、ワークショップを開いたりしていると思っています。やはり周知されてないというのは、このワークショップもそうですし、資料2のアンケートからはっきりと読み取れます。資料2の内容に進んでしまっていますが、どうやって周知させるかということで止まっていて、それをどう発展させていくかという次の段階に今は入っていった状況ですね。

(柴田委員) 周知ですが、区長さんたちには区長さん方が集まる会議があると思いますが、そういった場で御説明とかはされてあるのでしょうか。

(事務局) 区長会では、4月の第1回区長会の際に、連続して区長になられている方もいらっしゃいますが改めてパンフレットをお渡しして、短時間でございますけれども説明するという機会を設けています。

(照屋委員) 2年前に私は組長当番が回ってきて、毎月1回組長会議がありましたが区長以外にいろんな委員の役員の方が来られていました。私たちも最初に、この古賀市まちづくり基本条例パンフレットをもらいましたので区長さんたちもご存知だと思いますが、1年間の組長業務

の中でまちづくり基本条例が話題になったことは1回もありませんでした。組長会議は、やはり私たちが住みよいまち、安心安全のまち、そういったまちづくりのために行っているの、そういったところで区長さんからこういったことについて、話題の投げかけがあつてよかつたのではないかとも思いますが、そういったことは可能でしょうか。

(事務局) 組長会の中身については、こちらのほうから内容を指導することは難しいところではありますが、一つの提案としてこういう話題を提案することは可能だと思います。

(水田委員) それは非常にいいことだと思います。少なくとも組長さんは交代していくわけですから、かなりの数の人が知ることになります。今の閉塞感から良くなる気がしますから、4月の新しい区長さんの会議があるときにそういう依頼をするのは一つの方法ではないかと思ひます。

(柴田委員) 加えてその時に、登下校の見守りや資源ごみの回収など個々の活動を皆さんされてあつて回覧版でも周知されていますけれど、それがまちづくり基本条例とどうつながっているかというところは皆さん気づいてはいないので、そういった具体的な説明も加えて、区長さんたちにお話されて、おろしていただいたら、皆さん御理解しやすいのではないかなと思ひます。

(水田委員) 今の点も含めてお願いしていただくことを希望します。

(田北委員) このまちづくり基本条例が古賀市というまちに定着することはどういうことなのかというところを踏まえ何をを目指すのか。例えばまちづくり基本条例を知っていますか、と聞いて知っています、と手が挙がることよりも情報共有・市民参画・共働の取組の大切さが認識されて、促進しようと思へること。そして、このまちはそれが共有されている、という気持ちになることが大事なので、先ほど指摘があつたように、自分たちがやっていることがまちづくり基本条例につながっている感覚がないと、やってもまちづくり基本条例とは関係ないと思つてしまう。情報共有・市民参画・共働が大切で、根拠づける制度としてまちづくり基本条例があるので、組長さんがそういう取組をしようと思ふことが大事で、取り組もうとした時に、そういう条例があるから市は応援してくれる、市が応援する仕組みをつくっている。なぜ市は応援するかというと、まちづくり基本条例をつくってみんなで頑張っていこうとしているから。だから是非そういうことを進めてください、というところだと思ふんですね。そういういうところを抜きにただ条例を知っているか知らないか、ただこういう条例がありますよ、と知らしめるだけではなくてこの条例の中にある、こういうものがいかに大切なのか、というところを関連づけて定着していくことが必要だと思います。なので、検証するためにただ知っているか知らないかを問うてそれを知らないから、というだけではなくそこにちゃんと定着するような、検証の在り方みたいなどころにもつながるかもしれないんですけども、その上でやはり条例を知っている、というところだと思ふので、そういうことを広めようとする市の職員の方が自覚しないとやはり結果的に市民の方も知ることにはならないと思ひました。

(水田委員) 今の田北先生の話はこの自由記述の欄ですね。資料2の中の自由記述の欄は、市と住民が乖離してるような記述ばかりなんですよね。だから後押しがないとか、そういうのを感じておられるみたいで、私たちも最初作つた時は、自助・共助・公助と三つあるけれども、

まずは自助からいきましょう、ということを中心に説明しました。そのためにやはり自治会が必要ですよ、ということから入っていったけど、最終的にまちづくり基本条例を知っているか、知っていないかを尋ねています。何のために必要ですかということよりアンケート結果ではもう必要じゃないと 200 余名の方が感じているので、今の状態であれば、また最初からやらないと形骸化してしまいます。ここまで乖離していると私は思っていなかったなので、ちょっと残念なアンケート結果をもらったということになります。

(照屋委員) 私は昭和の終わりから平成 23 年度まで、古賀市の社会教育委員を務めました。社会教育委員でもこういったまちづくりのことについていろいろ意見が出ていました。社会教育委員とこの委員会との何かそういうコンタクトあるのでしょうか。

(事務局) 前職が生涯学習推進課で、社会教育委員の担当しておりましたが他の委員会との触れ合う機会はなかったです。

(照屋委員) 社会教育委員の方も委員をやられている目的は同じような気がするのですが、時にはそういう交流もあっていいのではないかという気がしましたので発言させていただきました。

(水田委員) 資料 1 と 2 に関してはこれで説明と意見聴取を終わらせていただきます。では、次の資料 3 と 4 に移ります。

②条例の推進及び運用状況に関する 4 年前との比較について

(事務局) 資料 3 に基づき毎年、検証委員会へ提出している条例の推進及び運用状況に関して令和 2 年度～令和 6 年度までの数値の推移について説明。また、今回の検証に係る市民アンケートのについて、古賀市まちづくりに関する市民アンケート (R2.3 月実施) に類似の設問があったことから、その結果の比較についても説明。

(水田委員) ありがとうございます。ただいまの説明に御意見がありましたらお願いいたします。

(柴田委員) 参考のところですが自治会活動への参加状況で、母数が全然違うところが気になります。令和 2 年が 1120 人で今回は 265 人。今回 1000 人にアンケートをされて回答あったのは 4 分の 1 ぐらい。ということは、残る 4 分の 3 はそもそも関心がないとかそういったことなのかとちょっと見て思っておりました。

(事務局) 設問数も絞ったつもりではありましたが、17 問に及び A3 の紙の二つ折りですので、4 ページ丸々というところでしたので、そういったところで、ちょっと関心もないし面倒だなというふうに思われた節も、もしかしたらあったのではないかというふうに考えられますが、委員の見込みのとおり、多くの方がこのアンケートに関心を持っていただけなかったというところあると思います。

(水田委員) 3の共働ですけれども、市民等と行政との共働事業の中で感じたのは、灰色・赤色・青色の三つは令和2年度から令和6年度まで若干増えているけどほとんど変わらない。さらに附属機関への市民の選任状況も全く変わってない。今年は55の委員会の中で11、12ぐらいの委員会が委員を選任しています。公募の委員会を増やしていかないと、市民と行政との乖離が大きくなると思います。増えているのは、その他で何なのかが分からないので、その点は何とも言えませんが。グリーンの人的支援はちょっとだけ増えてる。ブルーの物的支援もそんな変わってない。だからその他がかなり増えてるなっていう気がします。この結果と今回のアンケート結果が結びついて頭から離れないですが、他にありませんか。

(田北委員) そもそも話ですが今回のアンケート、令和2年のアンケートと一緒に内容にしなかったのはどういう理由からでしょうか。例えば3ページの参考の、自治会活動への参加状況、令和2年3月古賀市まちづくりに関する市民アンケートと同じアンケートをこの令和6年にすれば比較はできたと思いますが。

(事務局) 最後の参考の部分については、先日の検証委員会で何か4年前と比較検証できるものがないか、と意見をいただき事務局のほうで資料を探しました。校区の情報発信や共働の状況、コミュニティ活動は4年前から調査をしていますので、比較できるものであるため今回資料を作成しました。5番の参考は、そのほかにご提供できる資料がないか探したところこの“古賀市まちづくりに関する市民アンケート”にたどり着き、こちらは古賀市の当時の経営戦略課が、まち・ひと・しごとという計画を策定するために実施したアンケートになります。その中で類似してる設問がありましたので、そもそも配布数が3000ということで母数かなり違う状況ではありますが、検証の材料になるのではないかと思います、報告した次第であります。

(田北委員) 分かりました。そもそもまちづくり基本条例とは全然関係ない、ところでのアンケートで、それを参考までに比較すると。今後に関しては、検証するに当たってはやはり同じ項目、アンケートで見えていくほうが素直かなと思います。

(水田委員) そういう意味では今回のアンケートがもとになりますね。では、次に移ります。

(水田委員) 事務局より資料4の説明をお願いします。

(事務局) 資料4に基づいて説明を行い、資料のとおり検証の判断材料から検証の流れに沿って答申を行うことを提案。

(水田委員) ただいまの事務局からの説明について御意見御質問お願いいたします。また、この資料の4では検証の進め方について記してありますので、この事務局からの提案で良ければ事務局の検証の流れに沿って進めますが、如何でしょうか。これではまずいのではないかと、という提案がありましたらそれもお願いいたします。

(田北委員) 今決める必要があるのは、この流れで良いかどうかでしょうか。それとも、どの方針にするかまで決めるのでしょうか。

(事務局) まずは検証の流れがこれでよいかという御判断を頂きたいと考えております。その後の流れは、本日が第3回の検証委員会です。第4回の検証委員会は、この答申の内容、もしくは提言の内容が決まり、第5回の検証委員会では市長に対して、提案するという流れになりますので、この流れでよろしければ、どの方針になるかまでは、本日御審議頂き、内容に関しては、次回ということになります。

(水田委員) ほかに御意見ありませんか。まずは、この流れに沿って事務局の提案どおりに進めて良いかどうかです。

(照屋委員) 私はこの提案どおりに進められたらいいかなというふうに思います。

(柴田委員) 私も同様に、このとおりの流れでよろしいかと思います。

(田北委員) この方針(案)の確認ですけれども、検証の判断材料として3つ示していただいているのですが、次回、他に条例で定める事項を改正する必要があるかどうかとか、どういう提言するか、というときの判断材料としてももちろんこれ以外のものも判断材料にしていいということでもよろしいでしょうか。

(事務局) お見込みのとおりです。

(田北委員) でしたら大丈夫です。

(水田委員) 今日はこれを判断材料にこの形のどこに行くかを定めるということではないのでしょうか。

(事務局) 具体的な内容までは、今日ここでいうところではありませんが、答申+改正が必要な内容になりそうか、答申のみになりそうか、もしくは答申+提言という形になりそうか、というところまでは御検討頂きたいと考えております。

(水田委員) 事務局の回答は田北先生が今言われたのとは違います。私は、田北先生はこれ自体を認めるけれどもその答えは次の委員会です、ということだと私は理解しました。

(事務局) 理解の食い違いがあり申し訳ございません。正しく申し上げますとこの検証の流れで、今回どの方針になるかを今回御審議頂ければと考えております。

(田北委員) そうした時に次のステップとしてどういった提言をするのか、というのは次回で、今回は要するに答申+改正が必要な内容なのか、答申のみなのか、答申+提言なのかは決める。それがどういう内容なのかは次回で良いということですかね。

(事務局) はいそうです。

(水田委員) では次回は、どこに落ち着くかを見て事務局のほうから提案があり、それに対して委員が意見を出し、追加をするという流れで理解してよろしいでしょうか。

(事務局) はいそのとおりです。補足しますと、例えば、仮に答申+改正になると今度は条例改正に向けたスケジュールになります。条例の改正をする場合は、3月議会に向けて動いていくような形になりますので、2月の中旬には、条例の改正案というものが、パブリックコメントなど必要な手続を踏んでおく必要がありますので、非常にタイトなスケジュールになります。ですので、これはまた次の話になりますが、提言でありますとか改正の内容というものが、先ほど副委員長がおっしゃられたとおり、今回の検証委員会にまとめて御審議頂くんですけどもそれから、年内には、検証委員会なりの改正案というものを、市長のほうに答申するというふうな形になってまいりますので、そういったところのスケジュール感というものが、この選ぶゴールによって変わってくると、いうふうなところがあります。

(水田委員) では、今日は資料4のとおり1→2→3→4の順番で、ある・ないを回答し、方向性を決めることになります。もし事務局がおっしゃったように改正が必要と答申する場合は、スケジュールがタイトになるもことも考えないといけないですが、それは次の問題になるので、まずはこの資料のとおり「答申+改正」か「答申+提言」なのか、それとも「答申のみ」なのかということを決めるということで、進めていただいでよろしいのではないのでしょうか。

(事務局) はい、よろしくお願ひいたします。では、まず検証の流れの1番について、条例が定めるまちづくりの担い手や考え方に過不足がないかというところの御意見をちょうだいしたいと思います。

(水田委員) ある方は意見をお願いします。私はありません。

(照屋委員) 私もありません。

(田北委員) 私もありません。

(柴田委員) 私もありません。

(水田委員) それでは1番はないということで下に向かっていきます。2番目、条例が定めるまちづくりの原則に過不足はないか、ということですけども、私はありません。

(田北委員) はい、ありません。

(柴田委員) 私もありません。

(照屋委員) はい、ありません。

(水田委員) ありがとうございます。委員全員ないということですよ。3番目、上記のほかに条例で定める事項を改正する必要があるか、ということですけども、これも私はなしです。

(田北委員) 確認したいのですが、今回、改めてまちづくり基本条例の掲げる原則が周知されていないので周知を行っていく必要があることが明らかになっています。まちづくり基本条例の第5章では実効性の確保の条例の推進検証について定められていますが、第17条にて、このまちづくり基本条例検証委員会を置くこと、この検証委員会の組織・必要な事項は市長が定めるといふことしか明記していないため、実効性の確保というには、心もとない内容にはなっているのは確かです。ただ、条文にさらに情報を付加するのは大きな事にはなるので、この提言がどれぐらの実行力を持つものなのか。推進していくことを提言に盛り込むことによって実行力を持つものであれば提言でよいと思いますが、事務局の見解をお願いします。

(事務局) 何をもって実効性を確保できたとするか非常に難しいところになります。現在書いていることは、先ほど副委員長から御指摘頂きましたとおり、検証委員会を置いて社会情勢の変化等を勘案するというふうなところでございますので、これにどういう文言を足す、どういう工夫をすれば実効性がある、担保できたかというふうな形になっていくか、というところになりますが、非常に難しい形になってくるのではないかと事務局としては考えております。

(水田委員) それよりも付帯事項という形で提言を行う方が進みやすいのではないかと思います。まだ実効性も分かってない段階で多くの時間をつくって改正するよりも、付帯事項として提言をしていただいて、先ほどの17条あるいは18条に基づいてどのように実行しているか、我々の目はそこで光っているということで理解していますが、いかがでしょうか。

(田北委員) そういう回答を事務局から頂きましたかというところですが、提言でもしっかりと受け止める。今、私は糸島市の子どもの権利条例に関わっていますが、推進するために子どもの権利の啓発というところで、子ども・保護者・市民及び育ち学ぶ施設と共働し、子どもの権利の理解の浸透に寄与する機会及び場の創出に努めます、とかそのために必要な支援に市が取り組みますとか、それに基づく計画推進しますとか、やっぱそういうことを入れています。しかし、まちづくり基本条例はやはり大元の根本の部分なので、もちろん根本の原則を定めるところに大きな趣旨はあると思いますから、ある種この実効性の確保というのも相応になるよう制定の際に考えて現在の形に収めたかと推察します。でも、今回のように推進しなくてはいけないとなったときに、思いを盛り込んだので受け止めてくださいと提言したとき、提言だから受け止められないと市が判断するのであれば、改正しなくてはいけないという判断にはならざるを得ないと思います。しっかりとこの提言で受け止めます、ということであれば、それにこしたことはないですが。

(水田委員) 検証委員会で提言したのに何もしないということであれば、それこそ乖離がますます激しくなります。この委員会から市長へ答申と提言書をお渡しするわけだから、それをしっかり受け止めていただきたいと私は考えます。検証委員会ではそれも含めて、行政と議会がどうようにやっているかっていうことをちゃんと見る必要があると思います。提言は非常に重いものだと、私は理解しています。

(事務局) 答申にしても提言にしても、市長がこの場で正式に諮問機関から提案をいただく形になりますので、パブリックな意見として行政が受け止めていくところはお約束できるのではないかと考えております。

(水田委員) はい、ありがとうございました。では、資料4に関しては、答申+提言ということで、この委員会のまとめとします。よろしいでしょうか。

(照屋委員) 私はまだ3のほうで“ある”か“ない”か、答えていませんでしたので、ないということをお願いいたします。

(柴田委員) 私もなしでお願いいたします。

(水田委員) 全員ないということで、よろしく申し上げます。最終的には、答申+提言という形になります。これに関して、答申案・提言案は、次回出てくるということで良いですか。

(事務局) はい、本日こちらの場でいただいた意見も確認しながら、次回提出いたします。

(水田委員) それでは議事は終了して、その他のほうを事務局からお願いします。

4. その他

下記の調整を行い終了した。

- ・ 次回の検証委員会：11月5日（火）19：00から開催。
- ・ 事前に答申（案）、提言書（案）を作成し、配布。